

○議長（堀内春美さん）

それでは、通告1番 9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは、通告に従って一般質問を行って参りたいと思います。今回、私が一般質問をするにあたって、まず私の気持ちを述べておきたいと思います。

それは、今回私が一般質問をするのは、農業委員会の許認可のあり方ということで質問するわけですが、これは10月下旬に週刊誌等で実名入りで報道された、本町出身の総務省キャリア官僚によるリニア代替地格安違法取得疑惑という記事を念頭に行いたいと思っているからであります。昨年11月に前町長の志村学氏が官製談合、贈収賄で逮捕されてから1年になります。そして、このようなことが再び全国に報道されたことは、誠に遺憾であり残念でなりません。この件については、既に8月頃に情報が寄せられ極秘に調査を行っていたところがあります。事は重大であり、慎重に取り扱う必要があると思っています。私が調査、収集した資料は膨大であり、本日ここに持ってきていますが、その資料はほんの一部であり、分析途中であります。さらに、追加調査を要する事柄も何件かあると思っています。

さて、本来であるならば12月議会では、来年度予算編成を控え、この1年間の総括と来年度以降の政策課題について議論すべき大切な一般質問であります。にもかかわらず、このような質問をしなくてはならないことは、誠に残念でなりません。この一般質問について、議会運営委員会では一般質問政策的議論をする場であり馴染まないとか、委員会等で行ってはどうかというご意見も出されましたが、私は、政策的議論はもちろんのこと、ときには行政および行政組織そのもののあり方を問うことも重要であると思っています。最終的には議員皆さまのご理解を得て、この場で質問が行えることに感謝申し上げます。そして、議場にいる全ての人々にお願いがあります。一般質問の大前提として農業委員会は、農地法に基づく農地の売買および転用において巨大な許認可権を有する行政組織であり、それ故コロナ禍以前には、毎年数件の農地法違反および虚偽記載による農業委員会会長や事務局職員の逮捕事件が頻発しているということを知っておいていただきたいと思っています。

本日この場に農業委員会会長職務代理の伴野さんが出席していることに驚きと感謝を申し上げたいと思います。また、今回の質問は事務的な流れの中で不正が行われていないかどうか、また、その余地があるかどうかということに主眼をおき、誰かを罰することを目的としているものではありません。以上を述べ、それではこれから本題に入りたいと思います。

まず1つ目、農業委員会の許認可のあり方について、その内の1点目として、

リニア新幹線整備計画に伴う農地の代替地登録の申請において、これまで登録するうえで問題となった事案はなかったかどうか、担当課にお聞きしたいと思えます。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、平成26年3月31日に「富士川町公共事業用地の取得に伴う代替地登録制度実施要綱」を策定したところがあります。

この制度は、個人が所有する遊休地などを有効活用する事を目的に制定されたものであり、所有者が公共事業用地の代替地として提供できる土地を事前に登録するものです。

こうしたことから、リニア中央新幹線整備計画に限らず、個人が申し出を行い、登録されたものであるため、これまでに問題となった事案はございません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問を行っていきたいと思えます。代替地登録を申請するという事は、田畑や土地を手放したいということがある意味前提かと思えますが、その点について伺います。そして同時に、手放したくないから町のために登録するというような方が実際にいらっしゃるのかどうか、その点について伺いたいと思えます。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。先ほどの答弁でもありましたとおり、この代替地制度につきましては、個人が所有する遊休地などを有効活用することを目的に策定されました。また今回この代替地登録制度に登録されている方々は、先ほど齊藤議員がおっしゃる通り、土地を有効活用したい、手放したいという方もございます。最後の質問がわからなかったですけれども、手放したくないから登録をということではなく、町の事業等に協力していただけるという形で登録をしていただいているというふうに考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ちなみに、登録件数は今どのくらいあって、そして代替地ということですので、

ある程度成立した件数もあるかと思えますけれども、その点についてお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。これまでの登録件数になりますけれども、現在のところ登録件数は207筆という形になっております。あと、成立した事例ですけれども、現在のところ、この代替地に登録された土地を代替地として成立したという件はございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

先ほど遊休農地という、いわゆる遊んでいる土地ということなので、それを有効活用するという事で申し込まれるという話なのですが、代替地登録する上では、例えば田畑の場合には農振除外がされていなければダメであるというような条件というのはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。この代替地制度に登録するという要件ですけれども、まず最初に富士川町内の土地であることが条件となります。あとは、1区画の面積200㎡以上で、公道に接している土地であること。また、境界や所有権などで争いのない土地であること。所有権以外の権利、抵当権等ですが、設定されていない土地であること。また、更地であることという条件がございます。また、この代替地登録につきましては、農地に限らず宅地、雑種地等も代替地登録として登録されておりますので、その辺はよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。要は遊休農地であり、更地であるということ、大きさが条件であるということですね。もう1点確認しておきたいのですが、この許可審査する場合には、現地確認なんかはされるのか。また、その目的等についてお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現地確認等につきましては、職員で行っております。登録事務の流れといたしましては、まず登記名義人または代理人による申請があって、その申請に基づきまして職員で登記簿の確認、または現地の確認を行っております。その確認につきましては、先ほどの要件の中で申しましたとおり、公道に接しているか、更地であるかということを実地において確認をした後、要件に当てはまった土地であるということになった場合、代替地登録通知を申請者に送付して代替地登録という手続きの流れとなっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

その書類的な確認のことについてちょっと確認をしたいと思いますけれども、登録者の登録土地について、農地法第3条に基づいて購入された田畑が短期間の間にそのまま登録されるということがある場合、それは問題になるのか、ならないのかどうでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。この代替地登録制度につきましては、申請時点でのお話でございますので、宅地に農地転用されているとか、されていないとかということとは全く関係ございません。あくまでも、現状で個人の申請によりあった土地について調査をして登録するという形ですので、ご質問の土地の流れについては、直接関係ないと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。土地の流れ、取得状況、現状等については、代替地の審査に当たっては問題にはならないということが確認できましたので、よろしいかと思います。これは週刊誌にも関わることなのですけれども、いわゆる土地転がしはあってはならないと私は思っているのですけれども、ただ調べていくと法的にそれ自体は問題ないと。安く手に入れて高く売るということは問題ないので、ただ個人の場合には原則1回以上はダメだとか、あるいは農地法第3条による売買においては、他への転用目的を隠して行なった場合には虚偽申請による農地法違反ということで、厳しく罰せられるということがありそうです。

それでは2つ目の質問に移りたいと思います。農地法第3条に基づく申請から許可に至る流れについてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

農業委員会会長職務代理 伴野幸久君。

○農業委員会会長職務代理（伴野幸久君）

ただいまのご質問にお答えします。農地法第3条の申請とは、地目は農地のまま、所有権が移転する手続きになります。この申請について、事前に相談がある場合は、事務局が随時対応して参ります。

はじめに、申請者から申請書を受取り、記載内容や添付書類を確認して、必要に応じて、聞き取り調査を行います。次に、申請地へ出向いて、現地の状況を確認し、写真で記録を残します。続いて、資料を作成し、農業委員会総会へ議事として提出します。総会においては、事務局の説明と地元の農業委員からの補足説明を受け、許可の可否を判断しています。許可された案件については、許可書を作成し、譲渡人と譲受人へ交付します。以上が、申請手続きの流れになります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

伴野職務代理、どうもありがとうございます。今のお答えの中で、基本的には事務局のほうで問題がある場合には対応するということですので、再質問は事務局を主に行っていきたいと思います。

まず、3条申請の受付から審査、認可に至る経緯というのは職務代理のほうからご説明があったので分かっておりますが、1つ目として農業委員会の事務局というのは農業委員会会長が統括しておりますが、事務局では実際に書類でどのような確認をするのか、あるいは現地確認をするのか、誰がするのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。この3条申請の内容ですけれども、書類としましては、3条の規定による許可申請書、印鑑証明、登記簿謄本等、構図、営農計画書というものを提出するようになっております。その中で、流れとしまして先ほど申し上げました中で、書類の審査は事務局が行ないます。それから、現地につきましても事務局とその前に農業委員と申請者も現地へ出向いて、聞き取り等説明を受けるようになっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。ここでは特に営農計画書というのが、たぶん必要になるのだろーと思えますけれども、私も色々な書類を出したことがありますけれども、この書類の受付段階で3条申請を拒否した例というのはあるのでしょうか。あるのならば、どのような拒否理由があったのか伺いたしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。3条申請につきましては、拒否したというような申請はございません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今ここで勝手に3条という言葉を使っていますけれども、傍聴されている方には何の話か分からない方もいると思いますので、申し訳ありませんが農地法3条、4条、5条について簡単な説明をお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

申し訳ありません。農地法の申請の内容の中で、3条申請というものは、農地を農地として売買または贈与等をする場合の申請でございます。こちらのほうは、農地から農地にとということで、所有者の方は例えばAさんからBさんになるというものでございます。それから4条の申請のものにつきましては、ご自分の名義の農地を自分用として転用する場合の申請でございます。こちらは農地から非農地へと変更する場合でございます。こちらの場合は、所有者の方はAさんから変わりはございません。5条の申請につきましては、農地を農地以外の用途として売買または賃借する場合の申請でございます。こちらは、農地から非農地へと変更する状況です。所有者の方は、AさんからBさんへと変更するものでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

3条申請の場合は、営農計画書というのがある意味特別な存在であるだろーと思っています。それは、農地を農地として今後数年間は使いますということだろーと思っています。

次に同じような質問ですけれども、受付けた申請書類というのは、もちろん厳正にチェックされているのだろーと思えますけれども、申請を受付け、農業委員会に諮るといふ段階では少なくとも内容というのは一切問題がないということで審査に付しているという理解でよろしいかどうか、改めて確認したいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。農業委員会への申請につきましては、毎月12日までと定めております。それまでに申請者が事前に相談に来た場合は、書類に不備などがなければ確認をさせていただいております。締切り前に書類の不備などがありましたら、そちらのほうを期日までに出示してもらうように事前相談を受け付けてございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

書類については、申請者が一部手直しをしたいというときに相談に乗ると。なければ内容については事務局のほうで適正かどうかのチェックを行なうということだと受け止めました。

もう1点お伺いしたいのですけれども、出された書類を全て農業委員会全員に配布してチェックするのかどうかと、それを基にそういう書類も全て皆さんが見たうえで許可検討を行っているのか、その点について確認をお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。申請された書類全てを農業委員が見ているものではございません。その中で農業委員会総会の時点では、主要な地目なり、地番なり、構図の場所なりというところを確認します。それから、地元の農業委員から補足説明を受け、事務局からの説明もありますので、それで判断をするものでございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。私も農業委員会で審査するときに出された資料というのを見させていただいています。第1議案、第2議案というような形になっていて、簡単な地番や所有権状況というものが記入されているということで審査され

ているようですけれども、ちなみに営農計画書のチェックというのはどのような形で、要するに厳正に行われているのかどうかというところをお聞きしたいので、どういう方たちが目を通してチェックしていくのか、あるいは何人くらいでチェックしているのかということを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまの営農計画書についてのご質問にお答えいたします。営農計画書につきましては、事務局の担当、地元の農業委員が確認をしております。ただ、聞き取りの中で営農計画書についても、どのような物を耕作するのかというような内容を確認してございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今のお話でいくと、営農計画書自体の検討というのは事務局関係者と農業委員では地域担当があると思うのですけれども、その方1人ということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

厳正に審査をしていらっしゃるというお話なのですけれども、実は私が入手した書類の中にももちろん営農計画書もあるのですけれども、あつてはならないようなチェックミスというか、記入がされている部分があつて、それで今改めてその点を念頭に置きながら質問させていただきました。本当に何人の方がチェックしていれば、このような間違いは起こらないだろうというかなり大きな間違いです。この事はまた後に回そうと思っておりますので、そういった事があつたので本当にちゃんとされていたのかと正直疑問に思っております。

次に申請書類の記載内容について、関連して何点かお伺いしたいのですけれども、1つ目は3条申請における資格要件。例えば取得する人の要件です。あるいは内容についてどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

3条申請の農地取得についてのご質問にお答えいたします。3条申請は、ご自分の名義の農地を本人以外に売買や贈与等をする場合で、申請者は譲渡人と譲受人となります。取得できる対象者につきましては、農業従事者でなければ取得できないということと、相続による場合も取得はできるということになっております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

すみません。最後のほうがちょっと聞き取れなかったので、もう1度お願いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

取得ができる対象者ということでお答えしたのですけれども、農業従事者ということと、相続による場合は農業従事者以外でもできるということでございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

農業従事者という規定について、お伺いしたいと思いますけれども、どういう人が農業従事者に該当するのか、お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

農業従事者についてのご質問にお答えいたします。家族の共同経営者でありまして、2親等以内の親族が所有面積があることで認めています。あとは、申請者が農地を保有していなくても、2親等以内の親族が2千㎡以上の耕作をしており、申請者も農業経営を手伝っている場合ということになっております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

実は、週刊誌等で記事が報じられたときに素直に私が思ったことは、私でも田畑を安く手に入れることができるのだなと。それはどういうことかと言うと、私も畑を2反歩くらい持っていましたけれども、今は耕作していないので、家庭で食べるきゅうり、なす、トマト程度しか作っていない。あとは草刈りをしていたのですけれども、年に1回調査が来ます。そうすると、「欽也さんは農業従事者で

はありません」と言われる訳です。でも今の話を伺うと、例えば私が兄弟の畑をちょっと手伝うだけでも農業従事者というふうに認めてもらえるのかどうか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。「少しでも農業を」というものが、こちらでは分かりかねますけれども、3条申請を出す方に当たっては、農業従事者というところを定めております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

色々なところの申請書を見ていくと、農業従事者というのは常時農業に従事する者という規定があるのですけれども、これはどういう内容だと理解しているのかをお話したいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

3条申請の中に農業従事者というところがあるのですけれども、家族の共同経営と先ほども申し上げましたが、家族共同経営ということで、2親等以内の中で耕作をしておればよろしいということで判断をさせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

実は私も書類を見ていて気付いたのですけれども、3条申請に当たって、いわゆる権利者、例えば私の兄弟が畑をたくさん持っているから他県の土地を購入するということはできるみたいです。ただし、そこには権利者の名前と同時に、隣には主たる従事者という項目があるのですけれども、これはどうも項目が別にあるということは、一緒になくてよいのだろうと私は思っています。一般的な書類は、権利者と主たる従事者というのが同じ名前になっているのが多いのですけれども、この辺について主たる耕作者という欄はどういう意味を持っているのか、ちょっとお話したいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。主たる耕作者というところでも、その

申請者もですけれども、申請された農地に関して誰が耕作をするのかというところでございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

最初に言っておけばよかったのですけれども、この辺の答弁、要するに理解内容については、改めて私のほうでそれなりのところに問い合わせをしたいと思っていますので、その点については慎重にお答え願いたいと思います。

次に、同じような事柄ですけれども、項目の中に通作距離、要は農作業に従事する者の住所および拠点となる場所から耕作地までの平均距離または時間というのを記入する項目があるのですけれども、これは何であるのか、その理由をお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。3条申請は、やはり農地を取得して耕作するということが目的でございますので、その中で年間どのくらい農業に従事するかということで、日数のほうを定めているので、その中でどのくらいの農作業をするのかという確認のためでございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

おっしゃるとおりだと思います。要するに耕作するのですから、あまり遠くでは意味がないし、できない。逆に言えば、遠くから通うのであれば、あなたの近くのほうで畑を探してくださいという話になるのだらうと思いますけれども、問題となった記事の場合は、東京とか大阪に住んでいらっしゃるということで、実家からの距離というのが書いてあります。私は自宅と実家というのは違うだろうし、現住所も違うだろうと思うので、その点については、要するに農作業を行う拠点からの距離という場合、これは実は東京にいるけれども、実家なのだよというふうに入られても問題がないという理解なのかどうか、お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。拠点からの距離ということでございますけれども、その方がどのくらいその農地に来られるのかというのは、こちらでも確認はできませんし、ご本人の営農計画に沿って出しているものですので、計

画どおりしていただくようになるかと考えます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

かなり苦しいのだろうなと思います。これは確認できないというお話もありますけれども、申請の許可が下りれば、例えばその後はどうなっているのか1年後にその畑がどのように利用されているのか確認作業をなされるのでしょうか。その点について、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

確認についてのご質問についてお答えいたします。こちらのほうの許可が下りた後、1年に1回程度は担当なり農業委員のほうで確認をしていると考えております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

毎年、年に1回確実に確認作業をしているという理解でよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

そのとおりでございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。それでは次に移りたいと思います。大きい3つ目ですけれども、リニアの関係もありますが、農地の宅地がいま非常に進んでおります。先ほど、ある議員とも話をして、遊休農地がたくさんあって、ある意味では買い漁りがあって困るというような話もされていましたが、時には宅地転用を目的とした田畑の売買が行なわれているのではないかという話も伺います。農地法との関係で、申請とは別ですけれども、問題があると思われるような事案があったかどうか。あるいは、そういう事案を認識したことがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川町における農地転用の申請につきましては、個人住宅や建売住宅、宅地分譲を事由とする案件が多い状況であります。農地法第3条の許可を受けた農地を転用する場合には、取得後3年を超える期間で、3作以上の農作物を営農することを基準として設けております。

また、住宅などを建築するために農地を転用する場合は、農用地区域除外の有無や農地の種別、敷地面積などの条件を確認したうえで、審査をしております。転用に関する許可権者は、県知事になりますので、峡南農務事務所と連携をとりながら、農地法の基準に合わせた審査に努めているところであります。こうしたことから、農地法に関連した問題は、本町においてはございません。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

「本町にはありません」と自信満々におっしゃったので、できればそれをそのまま真に受けたいなという思いはありますが、1点確認したい。先ほど大きな質問のリニアの関係のところ、3条に基づいて申請された田畑が短期間の間に代替地登録されても、そこまではリニア関係の代替地の担当ではチェックはしませんというお話なのですけれども、今おっしゃられた3作3年以上という農地ですけれども、耕作しないで遊休農地として放っておいて、しかも実際には3条申請で取得した土地を数か月、2、3か月で代替地に登録しているという案件があるので、それはたぶん担当が違えば認識していないのかもしれないけれども、あったとしたならば、その点について農業委員会を担当している事務局としてはそういう事例が今ここで分かったということになったときには、どのように考えますか。お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。すでに農業委員会のほうで許可を得た農地が耕作をせずに転用されたということが、もしあった場合ということですが、あった場合は許可の取消しになると考えております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

あった場合には取り消すとおっしゃいましたけれども、取り消すにはある程度の期間とか何年以内にとか、そういう規定はあるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほどもお答えいたしましたとおり、農地を転用する場合は、取得後3年を超える期間で3作以上の農作物を営農することを基準ということで設けてございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

この件がある前から色々な情報があって、色々な資料を私は手に入れながら現在いくつか調査をしております。実は、これは記事にもなった方の関係している親が相続して受けた土地を、記事になった方に有償で譲渡したと。これは営農計画書を添付して、もちろん農業をしますということなのですけれども、非常に厳正にチェックされているというお話だったのですけれども、この営農計画書は、3条申請についての地番と、営農計画書に出されている地番が全く違うのです。それも、単なる違いではない。例えば私は長澤106番ですけれども、106番を長澤601にしたとかという間違いではなくして、長澤が天神中條みたいな間違いをされている。よくこの地番を見てみましたら、この地番はこれとは全く関係ない週刊誌の記事になった全く離れた場所の畑の地番が実際にはここに記入されている。こういうことが、そのまま通ってしまっているということはどういうことなのだろうと、私は正直驚いているのです。色々な事件があります。それらの多くは、力を持った農業委員会の会長なり、職員なりが、言っては悪いですが、関係する人たちを黙らせて、暗黙のうちに強引に書類を作って、通しているということがほとんどの事件の場合分かっております。今日はわざわざ職務代理がいらっしゃっているのですけれども、農業委員会のある方は本当にベテランの元職員であり、色々な行政組織の役員もされているわけですが、そういった人たちに関わってしまうと、正直職員は大変だろうと。平たく言えば、「俺が作った書類に文句をつけるなよ」というような形で、ある意味盲目的に通っているのではないのかというふうな危惧さえ抱いております。これは人間ですから、いわゆる上下関係とか、力の関係というものが必ずしも存在してはならないけれども存在していると理解していますけれども、今の課長の時代ではないですけれども、実際にその書類が私のところにある。これが通っているということについて、当時は担当課ではないようですけれども、通っているとするならばどういう事が起こったのか、想像できるのかをお願いしたいと思います。もし、ちょっとそれは言えませんということなら、それで結構ですけれども、一言お願いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。農業委員会は、農業委員会等に関する法律、地方自治法によりまして町に設置が義務付けられている行政機関でございます。また、農業者の代表者等で構成されている合議制の行政委員となっております。その中で、農業委員本人や親族に関する事項について何かしら協議があった場合は、その議事の関与が制限されます。その議案のときに関しては、該当とする者は会場から退出をしており、その中で議決後に再入場をしてもらうということになっておりますので、そういう問題はなかったと考えます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

実は、その議事録を私も見させていただいておりますので、そういう流れになっていることは、重々承知しております。一般的な3条申請の場合は、大方最後にこういう文言が入っています。「この取得しようとしている方は、現在一生懸命営農をしており、拡大しようとしている。ですから問題がないと思います。」というような文言が大体入っているのです。ところが、この問題になったようなところについては、「親族が土地を持っている下限をクリアしています。親族が協力してやります。」というような文言が入っているのです。非常に違和感がある内容で審査を通っていくということです。

いよいよ時間もあと僅かなのですけれども、最後に大きな4つ目についてお伺いしたいと思います。農地の売買および転用については、農地法に基づく許認可制度があり、許認可権を有する農業委員会は巨大な権限を有しています。公正・公平、適正な制度運用ということを行わなくてはならない。農林水産省とか農政局などでは、絶えずこういったことがあるもので、綱紀粛正ということについて、通達をよく出しています。あと年に1回は綱紀について正しなさいというビデオもあるから利用してくださいというようなことがされているわけですが、この公正・公平、不正をなくす制度運用のために、町としてはどのような取組みを行っているのか。また、これから行っていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。農業委員会は、農地の権利移動に関する許可や農地の転用申請に関する意見書の添付などの事務について、専属的に行う組織であります。

農地に関する制度は、複雑かつ多岐にわたる内容になりますが、農業委員と事

務局では、総会においても農地法の要件を互いに確認しております。今後も申請の案件につきまして、適正な審査および許可の判断を行って参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ここは追及する場ではないので、色々事実関係についてお伺いしました。これは直接関係ないのかもしれませんが、農業委員会には色々な通達がされております。特にコロナになってからは、おそらく景気も冷え込んできたので、土地の売買というのはそんなに進まなかったのかという気もしますけれども、コロナ禍以前というのは大きな摘発事件が年4、5件必ずあります。その度に通達が出されております。その内容というのは、虚偽記載をベテラン職員あるいはベテランの行政職員がどんどん通していってしまうと。なおかつ場合によっては、そこに金も絡むと。本町の場合、職員はそんなことはないと思いますけれども、そういった形で職員まで逮捕される事例が非常に多いです。関東農政局などの書類を見ますと、非常に頻発しているから、しっかりした再発防止をやってください。毎年研修もやってくださいと。あるいは今町長の任命制度になっています。任命するに当たっては、かつて行政職に関わり、何らかの不正や処分を受けた者は使わないようにしてくださいと。こういう事までわざわざ言われているわけですが、それ程この問題というのは根が深いと私は思っております。この件について町長から一言最後に、この議論も含めてどのように感じられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

齊藤議員のご質問にお答えいたします。齊藤議員の一般質問ということで、農地法3条、4条、5条、また農地等の利用の最適化という部分で、広くご質問をいただいたところでございます。まさに公正、適切な農地運用を進めていくことは当然なことでありまして、そして答弁の中から分かったと思いますが、しっかりこれまでも問題なく適正な運用をされてきたということでございます。これからも、適正な農地運用を心掛けていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

町長に再度お伺いしたいと思います。本町の農業行政についての記事が載った

ときに、当然町長も早い段階でこのことは知っただろうと思いますけれども、その段階で町としては調査なり、そういった事はするように指示はされたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

当然私もその記事が出たということは目にしましたが、1つの週刊誌の記事に対して右往左往するといったことは考えておりません。当然、平素から厳正な審査のもと、こういった許認可のほうは行っていただいているし、行っているつもりでございますので、繰り返しになりますが、これからも適正な許認可のあり方ということを実行していくと同時に、さらにそういった部分をやっていきたいというふうには思っているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

町長には多くの町民が色々な期待を持っています。長い志村町政の中で行政が歪められてきた部分があるのではないかと。だから、そういう部分も含めてしっかり正してほしいという期待を持って町長を眺めているので、その点は十分自覚してほしいと思いますし、それともう1点、先ほど事務方も「ないと思います」あるいは「仮に3条について許可があった後に転用がされることがあれば、これは取り消さなければいけない」といった発言もあるので、まだ救いはいくらかあります。ただし、「本町にはないと思います」という答弁は止めていただきたい。というのは、厳正なチェックのはずの資料、申請書が間違いだらけである。先ほど私が地番の話をしましたけれども、大きな間違いがあってもそれがさっさと通っていくということは、普通はあり得ない。皆さん優秀な職員です。私はその1点を以て、この認可されている、あるいは申請書類そのものもいい加減な形で通っているのではないかとこのように思っていますので、私も担当課とも関係するわけですが、まちづくり常任委員会にいます。今後、常任委員会、場合によってはちゃんと調査するために百条委員会の設置も考えながら、議会に働きかけを行ないながらやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告1番 9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時 2分

---

再開 午前10時 9分